

低炭素建築物新築等計画の認定の申請手数料

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請		
法第54条第1項(当初)	①	1戸建ての住宅	標準計算法 仕様・計算併用法 仕様基準	200㎡未満	5,000円	3,000円		
				200㎡以上	5,000円	3,000円		
法第55条第1項(変更)	②	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	標準計算法 仕様・計算併用法 仕様基準	300㎡未満	10,000円	5,000円		
				300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	11,000円		
				2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	23,000円		
				5,000㎡以上	82,000円	41,000円		
	③	住宅以外	標準入力法 モデル建物法 モデル建物法(小規模版)	300㎡未満	10,000円	5,000円		
				300㎡～1,000㎡未満	17,000円	9,000円		
				1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円	14,000円		
				2,000㎡以上5,000㎡未満	82,000円	41,000円		
				5,000㎡以上10,000㎡未満	129,000円	65,000円		
				10,000㎡以上25,000㎡未満	162,000円	81,000円		
上記以外	④	1戸建ての住宅	標準計算法	200㎡未満	35,000円	18,000円		
				200㎡以上	39,000円	20,000円		
	⑤	1戸建ての住宅	仕様・計算併用法	200㎡未満	26,000円	13,000円		
				200㎡以上	28,000円	15,000円		
	⑥	1戸建ての住宅	仕様基準	200㎡未満	18,000円	10,000円		
				200㎡以上	19,000円	10,000円		
	⑦	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	標準計算法	300㎡未満	70,000円	35,000円		
				300㎡以上2,000㎡未満	116,000円	59,000円		
				2,000㎡以上5,000㎡未満	197,000円	99,000円		
				5,000㎡以上	284,000円	142,000円		
	⑧	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	仕様・計算併用法	300㎡未満	51,000円	26,000円		
				300㎡以上2,000㎡未満	85,000円	43,000円		
				2,000㎡以上5,000㎡未満	147,000円	74,000円		
				5,000㎡以上	214,000円	108,000円		
	⑨	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	仕様基準	300㎡未満	34,000円	18,000円		
				300㎡以上2,000㎡未満	58,000円	30,000円		
				2,000㎡以上5,000㎡未満	104,000円	53,000円		
				5,000㎡以上	158,000円	80,000円		
	⑩	住宅以外	モデル建物法 モデル建物法(小規模版)	300㎡未満	88,000円	44,000円		
				300㎡～1,000㎡未満	111,000円	57,000円		
1,000㎡～2,000㎡未満				147,000円	74,000円			
2,000㎡以上5,000㎡未満				238,000円	120,000円			
5,000㎡以上10,000㎡未満				310,000円	156,000円			
10,000㎡以上25,000㎡未満				374,000円	187,000円			
25,000㎡以上50,000㎡未満				439,000円	220,000円			
50,000㎡以上				503,000円	252,000円			
⑪				住宅以外	標準入力法	300㎡未満	229,000円	115,000円
						300㎡～1,000㎡未満	287,000円	144,000円
	1,000㎡～2,000㎡未満	371,000円	186,000円					
	2,000㎡以上5,000㎡未満	528,000円	265,000円					
	5,000㎡以上10,000㎡未満	652,000円	326,000円					
	10,000㎡以上25,000㎡未満	770,000円	385,000円					
⑪	住宅以外	標準入力法	25,000㎡以上50,000㎡未満	878,000円	440,000円			
			50,000㎡以上	987,000円	494,000円			

- 一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、棟ごとに認定手数料を算出し、全ての手数を合算します。
- 複合建築物に係る申請の場合は、申請部分(住宅部分、非住宅部分)ごとの床面積により手数料を算出し、合算します。
- 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があったときは、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査手数料を加えた額とします。